

動物愛護

全ての人は、「命あるもの」である動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないようにしなくてはなりません。さらに、飼い主の有無にかかわらず全ての「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる」などの愛護動物をみだりに虐待したり遺棄する（捨てる）と犯罪行為として懲役や罰金に処せられます。

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったり十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。

「命あるもの」である動物の飼い主の責任には、動物を愛情をもって正しく飼うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼っている動物を遺棄することは、動物を事故などの危険にさらし、飢えや渇きなどの苦痛を与えるばかりでなく近隣住民にも多大な迷惑を及ぼします。

近年、むやみに餌を与えるなどにより、飼い主のいない猫が増加することで、ふん尿による悪臭などの生活環境に被害をもたらすケースが発生しています。被害を抑えるためには、地域猫活動やさくらねこ活動と呼ばれている、地域の理解を得たうえで、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行い、それに併せて餌場やトイレの設置などの適切な管理を行うことが効果的といわれています。このような活動による猫は、さくら耳といわれる耳先を桜の花びらのようにV時に切っておりさくらねこと呼ばれています。



毎年9月20日～26日は動物愛護週間です。

動物は、私たちの生活を様々なかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。そのため、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるため9月20日～26日を動物愛護週間と定めています。

犬や猫、いえうさぎ等の愛護動物を傷つけたり、苦しめたり、捨てることは犯罪行為になりますのでやめましょう。